

令和5年度 道立病院職員採用選考募集要項（道立羽幌病院医師）

北海道では、道立病院に勤務する医師を次により募集します。

北海道職員として採用し、道立羽幌病院での勤務（2年）と、道内の医療機関等での研修（1年）もしくは、道立羽幌病院での勤務（3年）と、道内の医療機関等での研修（2年）のローテーション勤務となります。

※道立羽幌病院勤務期間中は、北海道職員の身分を有します。

※研修勤務期間中は、北海道職員と研修先医療機関等との身分を併任します。

1 受験資格

(1)(2)の両方を満たす方が受験できます。

(1)既に医師免許を取得している方で、採用予定日現在で59歳未満の方

(2)総合診療専門研修プログラム専攻を修了しており、医師として診療業務が可能な方

※自治医科大学卒業医師及び地域枠医師については、上記のほか義務年限を終了している方

ただし、次の方は受験できません。

○地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方

・禁錮以上の刑に処され、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

・北海道職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

2 採用試験の内容等

(1) 内容

試験区分	内 容
面接試験	個別面接による口述試験

(2) 日時・会場

試験の日時・会場については応募者に別途ご連絡します。

3 受験手続

次の書類を道立病院局あてに提出（郵送可）してください。

※ 封筒の表に「医師採用試験応募書類」と朱書してください。

(1) 道立病院職員採用選考申込書（自筆・写真貼付）

(2) 医師免許証の写し

(3) 総合診療専門医証

4 採用予定箇所及び採用予定数

職 種	採 用 予 定 箇 所	採用予定数
医師	道立羽幌病院	2名

5 合格発表

合格結果については、採用試験後2週間以内（予定）に受験者全員に郵送により通知します。

6 合格者の採用

採用の時期は、調整後、決定します。

7 給 与

羽幌病院勤務中は、道の給与規定に基づき、道から給与が支払われます。

研修勤務中は、原則研修先の市町村又は医療機関等の給与規定に基づき、研修先から給与が支払われます。

（参考）北海道の給与基準により例示すると次のとおりです。

例：年齢33歳、自治医科大学（6年）卒業後（免許取得後）、義務年限（9年）を終了した医師の場合

<給料・初任給調整手当>

給料月額 400,400円、初任給調整手当 414,800円

（初任給調整手当は、勤務地が札幌・函館・旭川・小樽・江別の場合、308,600円）

※ 金額は令和5年4月1日現在です。

※ 給料月額は、資格取得後の職歴等を考慮のうえ、決定されることから例示の額と異なることがあります。期末・勤勉手当は勤務成績に応じて支給割合が変更となります。また、寒冷地手当は勤務する地域や世帯状況により変動します。

<その他諸手当>

○扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、寒冷地手当など

○宿日直手当等、実績手当

8 勤務条件等

(1) 勤務時間・休日等

勤務時間(原則)	月曜日から金曜日 8時45分～17時30分(昼休み:正午～午後1時)
休日(原則)	土日祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)
休暇	年次有給休暇:1年に20日(採用年は月割計算)。20日を限度に翌年繰越可能 夏季休暇:3日(6月から10月までの間) 結婚休暇:5日 その他、病気休暇、忌引休暇、ボランティア休暇等の休暇制度があります。
職員住宅	世帯用の職員住宅のほか、各(総合)振興局所在地には独身寮があります。 また、借り上げ住宅の制度などがあります。
健康管理	職員が心身ともに健康で元気に働くことができるように、年1回定期健康診断を行うほか、医師や保健師による保健指導・健康相談などを実施しています。
共済制度等	共済組合では、職員や家族が病気、ケガ、出産、死亡又は休業したときの医療費等の給付や、生活を支援するための貸付を行っているほか、退職後の年金を支給しています。また、互助会では、医療見舞金の支給や、グループ保険の取扱いなどを行っています。

(2) 仕事と家庭の両立支援制度

出産を控えた職員、育児や介護を行う職員が安心して働くことができるよう、仕事と家庭の両立を支援する休暇・休業などの各種制度が整っています。(主なものは以下のとおりです)

産前休暇	出産予定日の前日から起算して8週間前から出産日まで取得可能
産後休暇	出産日の翌日から8週間を経過する日までの間に取得可能
育児休業	子どもが3歳になるまでの間、子育てに専念する(一定期間勤務しない)ことができる制度
育児休暇	子どもが2歳になるまでの間、子育てのため(主に子どもの保育施設への送り迎えなど)に取得可能(1日当たり合計2時間以内)
育児短時間勤務	小学校入学前の子どもの子育てをするために、希望する日・時間帯で勤務できる制度(あらかじめ定められた勤務形態から職員が選択)
子の看護休暇	中学校までの子どもの通院付き添いや看病などをするために取得可能(子ども1人につき年5日以内、最大15日以内)ただし、中学生の場合は医師の指示がある場合に限る
早出遅出勤務	小学校入学前の子どもの保育園への送り迎えや、学童保育施設等に託児している小学生の子どもの送迎のために、始業又は就業時刻を繰上げ又は繰下げできる制度
介護休暇	配偶者、父母、子等の介護をするために取得可能(通算して6月を超えない範囲内で3回まで)
短期の介護休暇	疾病等により2週間以上日常生活に支障がある配偶者、父母、子等の世話をするために取得可能(1年に要介護者が1人の場合5日、2人以上の場合は10日)
介護時間	疾病等により2週間以上日常生活に支障がある配偶者、父母、子等の介護をするため、勤務時間の一部を勤務しないことができる制度(3年の期間内で1日当たり2時間以内)

9 その他

- (1) 本試験の実施に当たっては、受験票の発行はしておりませんので留意願います。
- (2) 受験申込み後に、当該採用選考試験を受験しないこととした場合は、その旨連絡してください。

【この選考についてのお問い合わせ先・応募先】

〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道道立病院局病院経営課人材確保対策室
TEL 011-204-5233 (直通)
TEL 011-231-4111 (内線 25-853)